

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を報告します。

令和6年12月5日

横浜市契約事務受託者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

青葉区田奈町地区緊急下水道整備工事

2 履行場所

青葉区田奈町78番地5地先からしらとり台60番地10地先まで

3 契約日

令和6年6月3日

4 履行期間

令和6年6月3日から令和6年11月30日まで

5 契約金額

20,163,000円（うち消費税及び地方消費税額 1,833,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 鹿島建設株式会社横浜支店

代表者 常務執行役員支店長 桐生 雅文

住所 横浜市西区みなとみらい3-3-3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該地区の浸水対策は、令和2年度から行っており、令和6年7月に新設雨水幹線が完成しました。新設雨水幹線と既設幹線の接続工事を、継続工事として発注する予定でしたが、請負業者であったJVが解散することになり、工事が中断せざるを得なくなりました。その間において、浸水被害発生が発生し、市民生活へ多大な影響を及ぼすことを防ぐため、当該随意契約を行い、新設幹線と既設幹線の暫定接続を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

本件緊急工事の実施にあたり、早急に対応が可能かつ当該工事のJVの構成員であり、当現

場を熟知している鹿島建設株式会社を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

下水道河川局管路整備課